

個人情報の取り扱いについて

医療法人社団つるかめ会（以下「当会」という）は、受診者の皆様（以下「受診者」という）により良い医療を提供できるよう鋭意努力しております。その中でも、個人情報の取り扱いについては、受診者の権利・利益を守るため適切な管理が重要であると認識しています。当会では個人情報保護規程を作成し、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という）、その他個人情報に関する法令を遵守することにより、受診者の個人情報の適切な取り扱いに努めてまいります。つきましては、保護法第27条第1項の規定に基づき、以下の事項について揭示いたします。

1：個人情報の利用目的について

当会は、受診者の個人情報を以下の利用目的の達成に必要な範囲でのみ利用いたします。

(1) 院内での利用

- ① 受診者に提供する医療サービス
- ② 医療保険事務
- ③ 会計・経理
- ④ 医療事故等の報告
- ⑤ 受診者に提供する医療サービスの向上
- ⑥ 医療実習及び医療事務の実習への協力
- ⑦ 医療の質の向上を目的とした院内症例研究・臨床研究及び治験
- ⑧ 健康診断受診に関するご案内（健康診断・オプション検査ご案内等のダイレクトメール及び電話）
- ⑨ 健康診断結果に基づく受診勧奨（ダイレクトメール及び電話）
- ⑩ 集患対策のためのデータ分析
- ⑪ 受診者に係る管理運営業務

(2) 院外への情報提供としての利用

- ① 他の病院、診療所、助産院、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
- ② 他医療機関等からの照会への回答
- ③ 適切な診療等を行うため、外部医師等に意見・助言を求める場合
- ④ 検体検査業務等の業務委託
- ⑤ ご家族等への病状説明
- ⑥ 保険事務の委託
- ⑦ 審査支払機関等へのレセプトの提出
- ⑧ 審査支払機関又は保険者への照会
- ⑨ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ⑩ 事業者・代行機関等からの委託を受けた健康診断に係る、事業者・代行機関等へのその結果通知
- ⑪ 医師賠償責任保険等に係る、医療に関する専門の団体や保険会社等への相談又は届出等
- ⑫ 都道府県が行う地域がん登録
- ⑬ 医療費等の支払義務が履行されないため、やむを得ず支払いを求める裁判を提起する場合
- ⑭ 臨床研究における院外の研究機関との連携
- ⑮ 専門医・認定施設等各種資格の申請・更新に関する学術団体等への情報提供

(3) 利用目的の範囲を超えた利用

- ① 法令等に基づく場合
- ② 人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合で、受診者の同意を得ることが困難なとき
- ③ 公衆衛生、児童の健全育成に特に必要な場合で、受診者の同意を得ることが困難なとき
- ④ 国の機関、地方公共団体、それらの委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合で、受診者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

2：開示について

(1) 受診者又は代理人から保有個人データの開示を求められた場合は、当該個人データを開示します。

但し、開示することにより次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しない場合があります。

- ① 受診者又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 当会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③ 他の法令に違反する場合

(2) 開示請求をされる際はクリニック所定の用紙に記入の上、以下の手数料をお支払いいただきます。

3：手数料について

開示の際は、以下の手数料が発生します。

		料金 (税込)
基本料金		5,500円
複写料金	診療録等	A4 モノクロ 44 円/ページ、A4 カラー88 円/ページ A3 モノクロ 88 円/ページ、A3 カラー132 円/ページ
	X線、CT、MRI等の画像	CD-R 1,100円/枚
	その他	実費

4：訂正等について

受診者又は代理人から当会が保有する個人情報の内容が事実でないという理由で、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除

(以下「訂正等」という)を求められた場合は、必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行います。但し、以下のいずれかに該当すると判断された場合には、訂正等を行わない場合があります。

- ① 利用目的から見て訂正等が必要でない場合
- ② 誤りがあるとの指摘が正しくない場合
- ③ 訂正等の対象が事実ではなく、評価に関する情報である場合

5：利用停止について

受診者又は代理人から保有個人データが目的外利用されているという理由若しくは不正取得されたものであるという理由で、当該保有個人データの利用の停止又は消去(以下「利用停止等」という。)を求められた場合、又は保護法第23条第1項の規定に違反して第三者に提供されているという理由で、当該保有個人データの第三者提供の停止を求められた場合、その求めに理由があることが判明したときには、当該保有個人データの利用停止等又は第三者提供の停止を行います。

但し、利用停止等又は第三者提供の停止に多額の費用を要する場合その他利用停止等又は第三者提供の停止を行うことが困難な場合であって、受診者の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではありません。

6：代理人について

受診者に代わり開示、訂正、利用停止等を求めることができる代理人と必要な書類は以下のとおりです。

開示、訂正、利用停止等の請求ができる者	請求の際に必要な書類
①法定代理人	未成年者の場合：①戸籍謄(抄)本 ②代理人の本人確認書類 成年被後見人の場合：①登記事項証明書 ②代理人の本人確認書類
②任意代理人	①委任状 ②代理人の本人確認書類
③その他本人の個人情報について開示等の請求ができる権限を有する者	①権限行使できることを証する書面 ②代理人の本人確認書類

7：お問い合わせ、苦情等のお申し出について

個人情報の取り扱いに関するお問い合わせ、苦情等は、下記にお申し出ください。

TEL：042-386-3753 (月曜日から土曜日 8:30~17:00)

担当：個人情報統括管理者 小菅